

## 選挙制度協議会座長から要請された検討課題に対する見解

### 参議院自民党 参議院選挙制度に関する検討会

最高裁判決がいまだ投票価値の較差の許容範囲を明示していない以上、これを推測することは困難と言わざるを得ない。

しかし、あえて意見を求められるならば、当検討会としては選挙制度協議会座長が示された投票価値の理論的較差約2・66倍、および座長試算によるという較差約2・4倍は従来の判決の推移にかんがみて、いずれも最高裁において許容される範囲内と考えるものである。

選挙制度協議会において累次表明した通り、参議院自民党内では、平成24年最高裁判決においても明確に2倍以内に抑制することを命じているとまでは読み取れないという見解が多数を占めている。

そもそも日本国憲法が一院制ではなく二院制を採用した理由は、戦前の貴衆両院とは違って、新たな衆参両院がともに直接公選制に基づきながら、任期や選挙制度を異にし、それぞれ独自の使命を果たすよう期待したと考えられる。

選挙制度協議会の参考人陳述の一部には、衆参両院の同質化を指摘し、あるいは「ねじれ国会」の時期に参議院の力が事実上強化されたことをもって、投票価値の較差すなわち選挙制度の衆参同質化を必然とする見解もあったが、にわかには是認し難いところである。

憲法において法律案、予算、条約の議決・承認や内閣総理大臣の指名などで衆議院の優越が定められていることは否めない事実であり、さればこそ参議院は衆議院とは異なる使命を模索し、参議院改革協議会等で様々な議論を重ねてきたが、その試みは道半ばである。参議院の独自性や存在意義については国の統治機構の重要な一環として、自民党「日本国憲法改正草案」の再検討も

含めて更に議論を深める必要があると考えている。

また、日本国憲法のもと参議院が創設されて以来、全国を一の選挙区として専門性を発揮する議員と都道府県を代表して地域に精通密着した議員が院を構成する選挙制度は基本的に不変であった。

衆議院が現行の小選挙区比例代表並立制となり、重複立候補して小選挙区で敗れた者が惜敗率で比例復活することが常態化している現在、参議院における全国比例区と都道府県選挙区の関係とは大いに異なり、選挙制度として一概に同質的と言えるものではない。比例区の在り方が衆参で全く異なるのと同様に、衆議院小選挙区と参議院都道府県選挙区の投票価値を単純に比較することはいささか皮相的と言うべきではないか。

もとより、当検討会は24年最高裁判決を軽んずる者ではない。しかしながら、その投票価値の較差について判示するところは必ずしも明示的ではないから、現行の較差を出来る限り縮小するよう努めるものの、その程度については慎重な検討を行っており、上記のごとく少なくとも明確に2倍以内を命じているとの解釈は支配的ではない。

むしろ上記のごとく衆参両院の同質化を回避し、また条件不利地域で人口減少に歯止めがかからない限界集落、限界自治体ひいては「限界県」の住民の代表者を確保するなど、政策上の観点から言えば、たとえ座長が示された較差を一定程度超えたとしても、憲法第47条が国会にゆだねた立法の裁量権を逸脱しないとされる可能性はあり得ると考える者が多い。

ただし、最高裁が許容すると思われる上限については、冒頭にも記した通り推測の域を出ず、現時点で当検討会として許容範囲を云々することには不遜の嫌いもあるから、言及を差し控える。

なお、座長が要請された検討課題のうち、人口が標準数の2分の1未満の県について、隣接する一の都府県と合区する案に関しては、地方の切り捨てにならないよう都道府県単位の堅持を求める者も多いため、合区を前提とした問いには回答を差し控える。

## 参議院選挙制度改革案

平成26年7月9日

民主党・新緑風会

### 1. 基本的な考え方

- ①比例代表選挙と選挙区選挙の組み合わせという現在の枠組みは維持する。うち、比例代表選挙は、現行方式の非拘束名簿式比例代表制を維持する。
- ②選挙区選挙における区割りを検討する際には、下記の点に留意する。
  - ・一票の較差は、現行選挙制度発足時の2.62倍以内とする。
  - ・地域代表としての都道府県選挙区はできるだけ尊重する。
  - ・合区を検討する際には、衆議院ブロックに必要以上にとらわれない。
- ③民主党・新緑風会においては、座長案の修正案および奇数配当区を含む都道府県選挙区案を中心に検討を続けている。

### 2. 民主党・新緑風会の選挙制度改革案

上記の基本的な考え方を踏まえ、選挙区選挙について下記の2案について検討を続けている。

#### 【第1案】協座長当初案の修正案

- ・選挙区選挙において神奈川県のみ改選定数を1名削減する。選挙区と比例区の割合を同じにする観点から、比例区の改選定数も1名削減する。
- ・東京都については分区し、定数を3：3とする。
- ・上記の修正を加えた結果、総定数は4名削減され238（選挙区：144 比例区：94）となり、一票の較差は1.9倍程度となる。

#### 【第2案】奇数配当区を含む都道府県選挙区案

- ・都道府県単位の選挙区を維持し、奇数配分を可能とする。
- ・各都道府県の定数は、1人を配当したうえで、人口100万人ごとに1人を加える。その後、現行定数から大幅な変化が生じないこと、最大較差が2倍程度となることを条件に調整を加える。
- ・配分された定数が奇数の選挙区については、各回の選挙における改選定数が変動する。また定数1人となる選挙区は投票が6年に1度行うのみとなる。このような複雑な制度となることを解消するため、47都道府県を2グループに分けたうえで、グループごとに3年ごとに選挙を行う。結果として、すべての都道府県が6年ごとに選挙を行うことになる。
- ・総定数は【第1案】に合わせ4名削減する。
- ・上記の結果、最大較差は2.0倍程度となる。

## 平成24年最高裁判決に基づく選挙制度の検討について

5月30日の選挙制度協議会では、選挙制度の見直しに当たり、平成24年10月の最高裁判決にのっとり検討を行うことが改めて確認された。しかし、その場合にあっても、最高裁判決で許容される較差について明示的な基準が示されているわけではないことから、どのような内容の較差是正であれば許容されるか、今後協議会の場で議論を深める必要がある。

この点について検討するための材料として、以下の議論のたたき台を提示したい。下記のたたき台の考え方に基づく較差是正が許容されるかを含め、最高裁判決に照らし、どのような内容の較差是正であれば許容されるか、次回の選挙制度協議会までに各会派において検討願いたい。

公職選挙法は、都道府県の議会の議員の選挙区について、各選挙区の人口が議員一人当たり人口の半数以上になるようにしなければならないが、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする旨を規定している。

そこで、参議院議員の選挙においても上述の都道府県議会議員の選挙区設定の考え方を応用し、人口が標準数の2分の1未満の県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする案を検討する。

各選挙区の改選定数は、人口が標準数の2分の1から3分の2に当てはまる選挙区については改選定数を1とし、その他の選挙区については、当該選挙区の人口が、標準数の整数倍の3分の2から3分の4に当てはまることとなる改選定数のうち最小のものとするを基本とする。

なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、較差の是正の趣旨と現行定数を踏まえて所要の調整を行うこととする。

こうした見直しを行うと、選挙区間の最大較差は2.4倍程度になることが想定される。